

南区選挙管理委員会告示第33号

検察審査会法第10条第1項の規定による検察審査員候補者の予定者を選定するくじを行う場所、日時及びくじの方法は、次のとおりです。

平成19年10月31日

南区選挙管理委員会

委員長 高橋昌造

1 くじを行う場所

京都市南区西九条南田町1番地3

南区役所

2 くじを行う日時

平成19年11月28日 午後1時30分開始

3 くじの方法

検察審査員候補者選定規程(平成5年4月15日南区選挙管理委員会規程第1号)の定めるところによる。

(南区選挙管理委員会事務局)